

横浜市社会教育コーナー無線 LAN 利用規約

制 定 令和 4 年 11 月 15 日

第1条(目的)

この規約は、利用者が情報を受信する利便性の向上を図るために、横浜市社会教育コーナー(以下「コーナー」という。)が提供する無線によるインターネット接続環境(以下「無線 LAN」という。)を、施設を利用する利用者に対して提供するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

第2条(サービス内容)

本施設の利用者で、無線 LAN を利用する者(以下「利用者」という。)は、本規約の定めに従い、本規約によって認められる範囲において、本施設内で無線 LAN を利用することができる。無線 LAN は、NTT 東日本 FLET'S 光 NEXT を使用する。

第3条(利用場所及び利用時間)

無線 LAN を利用することができる場所及び時間は次のとおりとする。なお、適用電波全般の状況により、以下の利用場所、時間内であっても利用できない場合がある。

- (1)利用可能場所:住所 横浜市磯子区磯子 3-6-1-1
横浜市社会教育コーナー研修室 A、B
- (2)利用可能時間:上記利用場所において利用者が施設を利用している時間内のみとする。

第4条(無線 LAN の利用)

- (1)無線接続可能機器(パソコン、スマートフォン、タブレット等)と機器に供給する電源は、利用者が準備するものとする。
- (2)利用者は、無線 LAN の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律及びその他関係法令等を遵守しなければならない。
- (3)無線 LAN を利用した際は、利用報告書にチェックを入れる。無線 LAN に接続する利用者は接続した段階、または接続を試みようとする段階において本規約に同意したものである。なお、未成年者の利用に関しては保護者、もしくは親権者が利用規約を確認・理解し同意したものである。
- (4)無線 LAN を利用するために必要な SSID は shakyocorner2 とする。
パスワードはコーナーが設定する。
- (5)無線 LAN の利用料金は、無料とする。ただし、インターネットの有料サービスの利用や有料サイトに接続することで発生する料金は利用者が負担するものとする。なお、利用者からコーナーに対し、その理由にかかわらず、前記料金を請求することはできないものとする。
- (6)本サービスの利用に関する設定等の技術的な相談は行わない。
- (7)利用者は、機器の音量をオフにする、またはイヤホン等を使用し、他の利用者の迷惑とならないよう、音量に配慮する。
- (8)利用者は、自己の責任においてセキュリティの確保に努めるものとする。

第5条(禁止事項)

- 1.利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1)著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
 - (2)財産又はプライバシー権を侵害する行為

- (3)他の利用者に不利益または損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
 - (4)利用者を含め、個人、団体等を問わず誹謗中傷する行為
 - (5)公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為もしくは公序良俗に反する情報を提供する行為
 - (6)犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く、もしくはそのおそれのある行為
 - (7)選挙運動、選挙活動、団体の広報活動又はこれに類する行為
 - (8)性風俗、宗教又は政治に関する行為
 - (9)有害なプログラムを、無線 LAN を通じて、又は無線 LAN に関連して使用し、又は提供・配布・流布する行為
 - (10)通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で大量のメールを送信する行為
 - (11)ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量なデータの通信
 - (12)ゲーム・電子商取引等公共の施設では相応しくない行為
 - (13)コーナーの運営を妨害、またはそのおそれがある行為
 - (14)前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、もしくは違反するおそれのある行為又はコーナーが不適切であると判断する行為
2. 前項各号に該当する利用者の行為によってコーナー、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、コーナーは一切の責任を負わないものとする。

第6条(利用の停止)

コーナーは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1)前条第1項で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2)前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合
- (3)その他利用者として不適切であるとコーナーが判断した場合

第7条(運用の中止)

1. コーナーは次の各号のいずれかに該当する場合は、無線 LAN の利用を中止できるものとする。

- (1)無線 LAN のシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2)暴動、騒乱、地震、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線 LAN の運用が通常どおりできなくなった場合
- (3)無線 LAN のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4)その他コーナーが無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2. 無線 LAN の利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、コーナーは一切の責任を負わないものとする。

第8条(免責)

- 1.利用者が無線 LAN を通じて得る情報等について、いかなる保証も行わないものとする。
- 2.無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止または廃止、無線 LAN を通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、コンピューター等のウイルス等の感染被害、データの破損、漏洩、接続できないことでの物的損害、精神的損害等、その他無線 LAN に関連して発生した使用者の損害について、コーナーは一切の責任を負わないものとする。
- 3.利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、当該利用者が費用を負担するものとし、コーナーは一切の責任を負わないものとする。
- 4.無線 LAN への接続に関わる利用者の機器の設定は利用者が行うものとする。無線接続可能機器の種類等によって、無線 LAN を利用できない場合があっても、コーナーは一切責任を負わないものとする。
- 5.利用者が無線 LAN を利用したことにより生じた紛争等について、コーナーは一切の責任を負わないものとする。
- 6.コーナーは、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定の Web サイトへの接続を制限すること等ができるものとする。
- 7.関連法令に従い、法的権限をもつ機関や団体からのアクセスログの開示を請求された場合、コーナーは請求に従い開示する場合がある。
- 8.無線 LAN の利用により発生した紛争などの、紛争調停、請求請願等についてはコーナーにおいてアクセスログの開示の可否を検討し、開示する場合がある。

第9条(施設設置者の免責)

コーナー利用者が無線 LAN サービスを利用するにあたり、コーナー施設設置者の横浜市は、保証と責任を一切負わないものとする。

第10条(本規約の変更)

コーナーは利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附則(施行期日)

この規約は、令和 4 年11月15日から施行する。